

許さない・許されない 研究費の不正使用

～私的使用や故意でなくても、不正使用に認定される場合があります～

**謝金・旅費の
架空・水増し請求**
学生を巻き込む不正請求が
起きています

私的流用

- ・自宅で使用する什器類(特に本棚等)
- ・ペンケース、高額な万年筆やボールペン
- ・スマートフォンやスマホホストラップ
- ・キャリーケースやキャスターカバー etc.

還元行為

目的外使用

取引業者が関与する不正行為

**預け金
品名替え
キックバック etc.**

研究費の使用に当たってのお願い

- ◆ 研究費の適正な使用に努め、研究活動に関係しないもの、不必要に高額なもの、公用と私用の区別がつき難いものへの使用は行わないでください。
- ◆ 年度末に慌てて使い切る「駆け込み執行」は行わないでください。研究費が余ってしまった場合には、未使用額を返金してください。
- ◆ 研究費の使用に関するご相談は、研究支援課及び八王子学務課までお願いいたします。

【公益通報・告発窓口】拓殖大学 内部監査室

電話：03-3947-7695 (平日9:30～16:30)

mail : naibu-kansa@ofc.takushoku-u.ac.jp

